カテゴリ一皿	特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措
(レベル4飛行含む)	置を講じないで行う飛行
カテゴリーⅡ	特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措
(飛行許可·承認申	置を講じた上で行う飛行、かつ、最大離陸重量 25kg 以上の無
請が必要な飛行)	人航空機の飛行であって、空港等周辺、150m 以上の上空、催
	し場所上空、危険物輸送及び物件投下に係る飛行
カテゴリーⅡ	特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措
(飛行許可·承認申	置を講じた上で行う飛行であって、許可・承認が不要(該当し
請が不要な飛行)	ない)な飛行
カテゴリー I	特定飛行に該当しない飛行